

令和7年9月23日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会
委員長 陶 山 荘太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
議案第48号	令和7年度対馬市一般会計補正予算（第6号） 歳入は、所管に係る歳入 歳出は、2款・総務費、3款・民生費、4款・衛生費 7款・商工費、9款・消防費、10款・教育費 11款・災害復旧費	原案可決
議案第58号	対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例	原案可決

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和7年9月17日
(2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
(3) 欠席委員 なし
(4) 説明員 犬束総務部次長、藤田しまづくり推進部長、桐谷市民生活部次長、三原未来環境部長、田中福祉部長、阿比留保健部長、永留中対馬振興部次長、原田上対馬振興部長、扇教育部長、井消防長、神宮監査委員事務局長ほか担当課長等

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和7年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託されました案件は〔議案第48号〕及び〔議案第58号〕の2件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は9月17日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

〔議案第48号〕令和7年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款・国庫支出金で、文化財施設災害復旧事業補助金の計上、地域生活支援事業補助金及びスポーツ指導者招聘事業の増額による新しい地域経済・生活環境創生交付金の追加、16款・県支出金で、令和7年国勢調査委託金の追加、19款・繰入金で、前年度分の清算による介護保険特別会計繰入金の計上、財政調整基金繰入金、ジェットfoil更新事業及び情報通信基盤整備事業のための合併振興基金繰入金の減、20款・繰越金で、前年度剰余金の追加、21款・諸収入で、新型コロナウイルスワクチン接種助成金の皆減、22款・市債で、J-ALERTシステム更新整備事業債の計上、集会施設改修事業債及び消防防災等施設整備事業債の追加が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、子ども子育て支援金対応のための人事給与システム改修委託料の計上、監査委員交代などによる報酬等、標準化システムへの移行及びCATV施設、庁舎及び集会施設等の修繕に係る需用費、唐舟志生活館改修に係る工事請負費、消防団員報酬の支払い額訂正などに係る償還金、利子及び割引料の追加、事務所立地場所変更による業務開始延期に伴う電話対応業務委託料の皆減、島おこし協働隊の新規任用が出来なかったことなどによる報酬等、情報通信基盤加入者専用設備整備に係る負担金、補助及び交付金の減、3款・民生費で、障害福祉サービス就労選択支援創設に伴うシステム改修に係る委託料、令和6年度介護保険低所得者保険料負担金

清算金の計上、生活保護被保護者調査項目の変更に伴うシステム改修に係る委託料の追加、後期高齢者医療特別会計繰出金の減、4款・衛生費で、対馬クリーンセンター年次点検及び補修業務に係る委託料の追加、新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料の減、7款・商工費で、島おこし協働隊の応募がなかったことによる報酬等の減、9款・消防費で、J-A L E R Tシステム更新に係る委託料の計上、消防署美津島出張所女性用ユニットシャワー・トイレ改修などに係る工事請負費の追加、10款・教育費で、学校及び社会教育施設などの修繕等に係る需用費、学校給食会委託料の追加、島おこし協働隊の新規任用が出来なかったことによる報酬等の皆減、11款・災害復旧費で、万松院灯籠等補修に係る工事請負費の計上が今回の補正の主なものであります。

審査にあたり委員からは、「島おこし協働隊の応募については、応募要領や必要性を再検討し、専門性を発揮できる適正な人材の確保を推進してもらいたい。」、「ジェットフォイル更新支援事業については、契約から引渡まで、国・県・事業者及び壱岐市と継続的な情報共有を図るとともに、問題が発生しそうな場合は、他の主要事業と同様に早期の情報提供をお願いします。」などの意見がありました。

次に、[議案第58号] 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について、今回の改正は、近年の燃料価格や電気料金の高騰、焼却施設の老朽化に伴う経費の増加により、安定した運営が厳しい状況にあること。また、可燃ごみに資源ごみが混入するなど、分別が徹底されていない現状から、廃棄物処理施設の運営体制の確保と地域の環境保全を図ることを目的としています。

改正の内容は、「対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の別表（第14条関係）中、資源ごみ袋の金額を（大）が30円を20円、（小）が20円を15円、（ミニ）が10円を5円に改正されます。また、「対馬市一般廃棄物処理施設条例」の別表（8条関係）中、自ら搬入処分する場合の廃棄物処理手数料は、県内の他市を比較して安価であるため、一般廃棄物の手数料を100キログラムまで200円を300円、50キログラム増すごとに78円を100円に、事業系一般廃棄物の手数料を100キロ

グラムまで520円を600円、10キログラム増すごとに26円を50円に改正されます。

この改正と上地区での資源ごみの回収を令和8年度から、下地区と同様の月2回とすることで、リサイクルの向上とごみの分別促進及び廃棄物処理施設の安定した運営を目指すということです。

審査にあたり委員からは、「改正目的の効果に関するデータを適時適切に収集・分析し、分別要領の検討も含め、更なる事業成果の向上を図ってほしい。」、「生ごみ回収事業を推進することにより、燃料費の削減を図り、廃棄物処理施設のより安定した運営を目指してほしい。」などの意見がありました。

[議案第48号]、[議案第58号]の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。